平成２１年（フ）第４６９号
北海道旭川市末広東１条３丁目７番25号　保田マンションＢ－７号
債務者　佐藤佐美子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８６号
北海道旭川市春光台１条４丁目６番12号　玉井恵介方、住民票上の住所北海道標津郡中標津町東27条南３丁目４番地１
債務者　徳永　憲彦
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８８号
北海道旭川市永山２条20丁目３番２号　あさひ荘２階７号
債務者　天野　豊憲
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８９号
北海道旭川市永山２条11丁目１番10号
債務者　見陣　　尚
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９０号
北海道旭川市永山10条７丁目３番16号　コーポ107―102号室
債務者　小泉真由美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９１号
北海道旭川市東光13条４丁目４番20号
債務者　鈴木　禮仁
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９７号
北海道旭川市東光13条８丁目２番29号
債務者　井上　京子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０２号
北海道深川市広里町２丁目５番30―105号
債務者　前田　政幸
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０４号
北海道旭川市川端町１条６丁目１番24号
債務者　小滝　邦義
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０５号
北海道旭川市川端町１条６丁目１番24号
債務者　小滝　笑子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１１号
北海道旭川市５条通24丁目421番地の１　いこい荘10号室
債務者　柴田真理子（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１３号
北海道旭川市高砂台２丁目２番５―306号　ＹＳパレス306
債務者　林　美智子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１９号
北海道旭川市東光７条８丁目３番７号
債務者　石川　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２０号
北海道旭川市豊岡４条２丁目５番22号　豊岡４・２コーポＡ－１
債務者　越智　暁子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２２号
北海道旭川市春光台２条３丁目７番16号
債務者　国松　卓馬
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部